

埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動推進協議会運営要綱

(名 称)

第1条 この会は、埼玉県産業廃棄物処理業3 S 運動推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、県内の産業廃棄物処理業のイメージアップを図るため、埼玉県産業廃棄物処理業者3 S 運動を推進するために設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 3 S 運動実施に関すること。
- (2) 3 S 運動の普及啓発に関すること。
- (3) 3 S 運動表彰の審査に関すること。
- (4) 産業廃棄物処理業者のイメージアップ戦略に関すること。
- (5) その他、3 S 運動推進に関すること。

(構成員)

第4条 協議会の委員は、(一社)埼玉県環境産業振興協会の役員及び会員事業者の役職員、並びに、埼玉県環境部産業廃棄物指導課の職員、環境管理事務所の職員及び産業廃棄物行政政令市の職員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、産業廃棄物指導課長を充て、副会長は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の役員が任期満了前に役員職務を離れたときは、その後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、会長が主宰する。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、埼玉県環境部産業廃棄物指導課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。